

運輸安全マネジメント

貨物自動車運送事業法第24条3項で定める輸送の安全にかかわる情報

2025年1月1日
株式会社アシスト

項目		詳細					
1	輸送の安全に関する基本的な方針	<p style="text-align: center;">＜経営TOP宣言＞</p> <p>私達は、商品配送の受託を通して地域社会への貢献をめざしています。特に人の往来の多い生活道路を使わせていただいていることをしっかりと認識し、地域の人々の信頼に応え、向き合うことで、私達にできる社会貢献を創造します。法令を順守するとどまらず、地域の人々の豊かさやふれあい、その行動が経営結果に顕れるようなマネジメントを実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全最優先の職場環境構築 輸送の安全に関する計画の策定及び改善（PDCAサイクル） 関係法令及び社内規定の遵守 交通事故、交通違反を起こさない為の具体的施策の策定 					
2	輸送の安全に関する目標及び達成状況	2024年度目標		2024年度実績			
		1. 年間事故発生件数2023年度比20%削減 2. 飲酒による違反0件、管理者の違反0件	1. 年間事故発生件数2023年度比 107.3% 未達成 2. 飲酒による違反0件 達成 管理者の違反4件 未達成				
		2025年度目標					
		事故発生件数73件以下に抑制、飲酒による違反0件、管理職の違反0件					
3	自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計（2024年度）	自動車の転覆・火災・転落・鉄道車両との衝突等			0件		
		死傷者又は重傷者を生じたもの			1件		
		操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償補償法施行令第5条第4項に掲げる傷害が生じたもの			0件		
		運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなったもの			0件		
		かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシバネの破損または脱落により自動車が運行できなくなったもの			0件		
		前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの			0件		
		車両故障事故			0件		
4	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理規程の安全管理組織図に定めております。					
5	輸送の安全に関する重点施策（2025年度）	<ol style="list-style-type: none"> 参加者を選任し、安全運転プロジェクト会議を月に一度開催します。 社外研修を受講し、指導者レベルの向上に努めます。 各車両のドライブレコーダー画像を月に一度確認し、個別指導を実施します。 Gマーク認定事業所を増やし、社全体の安全運転向上に繋がります。 					
6	輸送の安全に関する計画	施策		実施時期		実施単位	
		<ul style="list-style-type: none"> 「2025年度輸送の安全に関わる情報」の全拠点揭示 安全運転月間 労務時間の改善⇒居眠り運転防止 ドライバーコンテスト開催 安全運転PJ会議の開催 交通法規の基礎知識向上テスト 	2025年1月	4月 9月	通年	11月	毎月
7	事故・災害等に関する報告連絡体制	安全管理規程により、報告連絡体制を構築しております。またBCPの一環として災害発生時を想定した報告訓練を実施します。					
8	安全管理規程・安全統括管理者	<ol style="list-style-type: none"> 添付 安全統括管理者 株式会社アシスト 取締役 菊池 仁志 2025年1月1日任命 安全統括責任者 株式会社アシスト 運輸事業部 部長 森本 健 2025年1月1日任命 					
9	輸送の安全に関する教育及び研修の計画・実績	<ol style="list-style-type: none"> 2024年度研修実績 <ol style="list-style-type: none"> ①各拠点での新人講習・安全運転講習の開催 ②事業所におけるミーティング、KYTの適宜開催 ③運転指導者への指導方法講習の開催 2025年度研修予定 前年度実施した内容を継続します。 					
10	輸送の安全に係る内部監査結果並びにそれを踏まえた措置内容	<ol style="list-style-type: none"> 2024年度監査実績 全拠点内部監査3回実施しました。 2025年度監査計画 全拠点年内部監査3回実施します。 					
11	2025年度内部監査実施計画	金沢	4月・8月・12月内部監査実施	水島	4月・8月・12月内部監査実施		
		宮前	4月・8月・12月内部監査実施	(総社)	4月・8月・12月内部監査実施		
		横須賀	4月・8月・12月内部監査実施	海田	4月・8月・12月内部監査実施		
		新山下	4月・8月・12月内部監査実施	(呉)	4月・8月・12月内部監査実施		
		夕食宅配	4月・8月・12月内部監査実施	新潟	4月・8月・12月内部監査実施		
		三好	4月・8月・12月内部監査実施	(新潟東)	4月・8月・12月内部監査実施		
		(大府)	4月・8月・12月内部監査実施	中越	4月・8月・12月内部監査実施		
		名東	4月・8月・12月内部監査実施	下越	4月・8月・12月内部監査実施		
		守山	4月・8月・12月内部監査実施	熊本	4月・8月・12月内部監査実施		
		豊橋	4月・8月・12月内部監査実施	(熊本東)	4月・8月・12月内部監査実施		
		(新城)	4月・8月・12月内部監査実施	松元	4月・8月・12月内部監査実施		
		桑名	4月・8月・12月内部監査実施	浦添	4月・8月・12月内部監査実施		
		(四日市)	4月・8月・12月内部監査実施	(豊見城)	4月・8月・12月内部監査実施		
		京都	4月・8月・12月内部監査実施	座間	4月・8月・12月内部監査実施		
		(上鳥羽)	4月・8月・12月内部監査実施	戸田	4月・8月・12月内部監査実施		

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法（以下 関係法令という）の規定に基づき、輸送の安全を確保するために順守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、株式会社 アシスト（以下 当社という）の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全確保を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全確保に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を順守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。
- 2 当社及びグループ各社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じた、必要な計画を作成する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

- 第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 社長は、輸送の安全の確保が確実に行われるため、安全統括管理者を任命し、当社の「運輸安全マネジメント」が適切に実施される権限を与える。
 - 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第 8 条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
- ① 運行管理者
 - ② 整備管理者
 - ③ その他必要な責任者

- 2 安全統括責任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各地区の統括及び事業所の所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 各地区の統括及び事業所の所長は、安全統括責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各地区と事業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全の確保に関する安全管理体制及び連絡体制については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 9 条 社長は、当社の常任取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 6 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の傷病その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 当社の全社員に対し、関係法令等の順守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全の確保に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、当社の全社員に対し周知徹底すること。
- ⑤ 輸送の安全の確保について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部評価を行い、社長に報告すること。
- ⑥ 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。運行管理については当社が定める運行管理規程に準ずる。

- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。整備管理については当社が定める整備管理規程に準ずる。
- ⑨ 輸送の安全の確保のため、当社従業員に対して必要な教育及び研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報が適宜に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全統括責任者は安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部評価)

- 第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて「輸送の安全確保」に関する内部評価を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部評価を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部評価が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部評価の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 安全統括管理者は、法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告及び連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の実績及び計画、輸送の安全に関する内部評価の結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

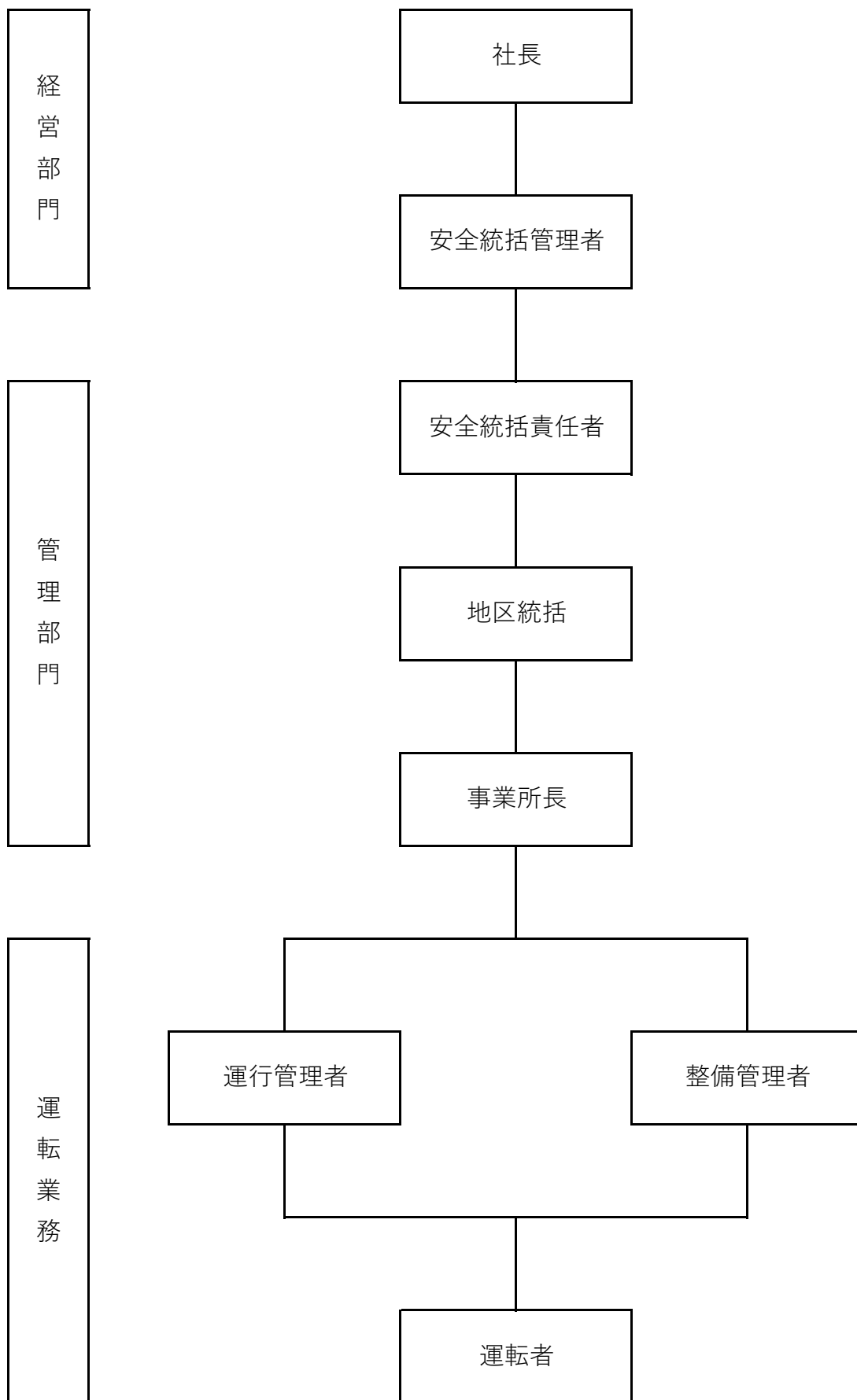
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部評価の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これらを適切に保管する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保管の方法は別に定める。

付 則

2006年10月1日制定

2025年1月1日改訂

株式会社アシスト運輸事業部 安全管理体制 組織図



2025年1月1日改訂